

託す人 私が選ぶ この選挙 岡山県議会議員選挙

投票日 4月8日(日)
投票時間 7時～20時
(島しょ部は19時まで)



投票できる人

年齢：投票日に満二十歳以上の
人（昭和六十二年四月九
日以前に生まれた人）

住所：平成十八年十二月二十
九日までに笠岡市の住民基
本台帳に登録され、引き続
き笠岡市に住んでいる人

◎平成十八年十二月八日以降
に岡山県内の他市町村へ転
出され、転出先の市町村の
選挙人名簿に登録されてい
ない人で、転出先の市町村
長が発行する証明書（住民
票の写しでもよい）をお持
ちになれば、笠岡市で投票
できます。ただし、引き続
きその住所に住んでいるこ
とが必要です。

市内転居した人

◎平成十八年三月二十七日以
前に市内転居した人は新し
い住所地の投票所

◎平成十八年三月二十八日以

降に市内転居した人は転居
前の住所地の投票所

期日前投票及び 不在者投票

不在者投票

次のような人は、期日前
（不在者）投票ができますの
で、早めに投票を済ませるよ
うにしましょう。

なお、期日前投票をされる
ときは、入場券が届いていれ
ばご持参ください。

▽投票日に仕事や冠婚葬祭な
どの予定がある人

▽レジャーや旅行等の私用で
投票日に投票区内にいない
人

▽病気やけが、妊娠などの理
由で歩行が困難な人

※不在者投票施設に指定され
ている病院や老人ホームに
入っている人は、施設の管
理者に申し出ると施設で不
在者投票ができます。

※他の市町村に滞在して、投
票所に行けない人は、滞在
地の選挙管理委員会では不
在者投票をする方法もありま
す。

期日前投票所と期間

期 日 前 投票所	施 設 の 名 称	期 間 及 び 時 間
★第1期日前投票所	笠岡市役所 教育委員会会議室	3月31日(土)～4月7日(土) 午前8時30分～午後8時
第2期日前投票所	笠岡市役所 白石出張所	4月5日(木)～4月7日(土) 午前8時30分～午後5時
第3期日前投票所	笠岡市役所 北木出張所	4月5日(木)～4月7日(土) 午前8時30分～午後5時
第4期日前投票所	笠岡市役所 真鍋出張所	4月5日(木)～4月7日(土) 午前8時30分～午後5時

☆第1期日前投票所は、教育委員会会議室(中央公民館2階)です。

郵便等による不在者投票

郵便等で投票できるのは、
身体障害者手帳、または戦傷
病者手帳を持っている人で、
一定の条件を備えた人と、
「介護保険上の要介護者」で、
介護保険の被保険者証に要介
護状態区分が「要介護5」で
ある者として記載されている
人です。

また、郵便等で投票をする
ことができる人のうち、次の
①、②に当てはまる人は、あ
らかじめ市町村の選挙管理委
員会に届け出た者（選挙権の

ある人に限る）に、自らの代
理で投票に関する記載をさせ
ることができます。

①「身体障害者福祉法上の身
体障害者」で、身体障害者
手帳に「上肢又は視覚の障
害の程度が1級」である者
として記載されている人。

②「戦傷病者特別援護法上の
戦傷病者」で、戦傷病者手
帳に「上肢又は視覚の障害
の程度が特別項症から第2
項症まで」である者として
記載されている人。

※なお、郵便等による不在者
投票をするためには、あら
かじめ郵便等投票証明書の
交付を受けておかなければ
なりません。手続き等の詳
細については、選挙管理委
員会事務局にお問合せくだ
さい。

代理投票・点字投票

自分で投票用紙に記入する
ことができない人は、投票所
で申し出ると代理投票をする
ことができます。

また、点字投票を希望され
る人も、投票所で申し出てく
ださい。